

地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

区 分	⑩ 放課後児童クラブ
	放課後児童健全育成事業

1 事業の概要

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行により、地域住民が各地域の実情に配慮しながら運営をしている児童クラブを基本として、現在3年生までの対象児童を6年生まで拡大して受け入れを実施します。これに伴う施設の整備と確保を図り、また指導員の資質向上と確保の方策の具体的な検討及び実施を行い、支援システムを構築していきます。

2 事業の現状

- 【対象児童】 小学校1年生から3年生の児童
- 【開設日】 年間250日以上
- 【開設時間】 平日は3時間以上、学校休業日は8時間以上
- 【クラブ数】 90クラブ 平成25年度実績
- 【利用者数】 登録児童数 4,600人 平成25年度実績

3 量の見込み

※ニーズ調査に基づき推計

計画年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人)	6,653人	6,640人	6,672人	6,702人	6,686人
②確保の内容(人)	5,530人	5,850人	6,170人	6,490人	6,686人
②-①	△1,123人	△790人	△502人	△212人	0人

4 提供体制等の確保について

・確保の方法

○対象児童が6年生までとなることへの対応

増加する児童に対応するため大規模クラブの分割も含め、余裕教室、公的施設の利用や施設整備による施設の確保を行います。

○指導員の資格や員数が定められたことに伴い、新たな指導員の確保策の検討及び実施

○資格を持った指導員の確保の方策と資質向上のための研修の強化

○クラブが抱える事務の軽減と指導員の処遇改善を行ったための支援システムを構築し、雇用事務や経理事務を軽減

・年次計画

今後5年程度かけて施設整備を進めます。施設整備にあたっては、小学校の余裕教室、幼稚園、学区内公共施設等の活用をまず検討し、既存施設の活用が困難な場合は小学校敷地内にプレハブ施設を建設します。